

静岡県告示第160号

林業関係事業補助金交付要綱（昭和55年静岡県告示第16号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月11日

静岡県知事 鈴木康友

別表2の項事業細目の欄中
 「
 2 下刈り
 3 付帯施設等整備
 (1) 鳥獣害防止施設等整備
 (2) 林内作業場及び林内かん水施設整備
 (3) 林床保全整備
 4 森林作業道整備
 」
 を
 「
 2 人工造林
 3 下刈り
 4 更新伐
 5 付帯施設等整備
 (1) 鳥獣害防止施設等整備
 (2) 林内作業場及び林内かん水施設整備
 (3) 林床保全整備
 6 森林作業道整備
 」
 に改め、同表24の項中

(3) 花粉の少ない苗木の生産拡大	市町、森林組合、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第9条第1項に基づく認定を受けた認定特定増殖事業者（以下「認定特定増殖事業者」という。）その他知事が認める団体等が事業細目の欄に掲げる事業を行うのに要する経費	1 採種園等の造成・改良・機能向上 2 採種園等管理技術者育成・確保	知事が別に定める金額以内とする。	1 事業実施主体の変更 2 事業実施主体ごとの経費の30%を超える増減	を
-------------------	--	---------------------------------------	------------------	--	---

(3) 花粉の少ない苗木の生産拡大	市町、森林組合、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第9条	1 採種園等の造成・改良・機能向上 2 採種園等管理技術者育成・確保	知事が別に定める金額以内とする。	1 事業実施主体の変更 2 事業実	
-------------------	----------------------------------	---------------------------------------	------------------	----------------------	--

	第1項に基づく認定を受けた認定特定増殖事業者（以下「認定特定増殖事業者」という。） その他知事が認める団体等が事業細目の欄に掲げる事業を行うのに要する経費				施主体ごとの経費の30%を超える増減
(4) 民間事業者による苗木増産の支援	市町、林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条に基づく生産事業の登録を受けた者及びその登録を受ける見込みの者、認定特定増殖事業者及びその認定を受ける見込みの者、その他知事が認める団体等が事業細目の欄に掲げる事業を行うのに要する経費	コンテナ苗生産基盤施設等の整備	知事が別に定める金額以内とする。		1 事業細目の新設 又は廃止 2 施行箇所の変更

」

に、同表25の項経費の欄2中「（昭和45年法律第89号）」を削り、様式第7号中「作成者 職・氏名」を「作成者 職・氏名 に改める。
連絡先」

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前の様式第7号により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。